

四万十町教育振興基本計画策定委員会（第2回）

開催日時 令和5年11月28日（火） 13:30 ~

開催場所 四万十町役場東庁舎 3F 委員会室

次第

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 協議

(1) 前回の議事録確認

(資料1)

(2) 計画策(案)について

①第1章 「計画策定の基本的な考え方」

②第2章 「今後の社会情勢と本町の現状」

③第3章 「四万十町教育の目指す姿」

④第4章 「施策と基本事業の方向性」

・「施策と基本事業」の展開イメージ

・施策1 学校教育の充実

・施策2 生涯学習の推進とスポーツの振興

・施策3 子育ての支援

(資料2)

(3) 次回策定委員会の日程

R6/1月下旬（※意見公募 次回終了後に変更）

(4) その他

4. 閉会

【資料】

計画(案) 配布済み

資料1 前回議事録

資料2 「第4章 施策と基本事業の方向性」の展開イメージ

資料3 (別冊) 事業一覧

○四万十町教育振興基本計画策定委員会委員名簿（10名）

選出区分	氏名	備考
(1) 保育所、小学校及び 中学校の代表者	佐竹 美也	窪川地域子育て支援センター長
	徳弘 茂生	十川小学校長
	黒岩 範久	窪川中学校長
(2) 学校等の保護者	槇野 一人	小中学校 PTA 連絡協議会会長
(3) 社会教育委員	中脇 由美	
(4) 有識者	石筒 覚	高知大学地域協働学部准教授
(5) 公募による者	田頭 誠志	
	山本 由美	
	河上 絵里	
(6) その他教育委員会が必 要と認める者	野村 泰子	四万十町教育研究所長

○事務局（10名）

教育長	山脇 光章
教育次長	浜田 章克
学校教育課	長森課長、中川教育対策監、東副課長、横山係長
生涯学習課	味元課長、佐竹副課長、宮本係長、中村係長

○町教育振興基本計画策定のスケジュール（予定）

時期	内容（R5.11.28現在）
7月	策定委員会委員 選任
9月	総合教育会議で「次期計画」の骨格（案）を提案
10月	第1回 策定委員会（現計画の状況・次期計画の概要）
11月	第2回 策定委員会（次期計画・案）
1月	第3回 策定委員会（次期計画・案）※下旬を予定
2月	意見公募（3週間 程度）
3月	第4回 策定委員会（次期計画・案の確定） 教育委員会（次期計画の承認）

四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、四万十町教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 町内の保育所(認定子ども園及び子育て支援センターを含む。)、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)の代表者 3人
- (2) 学校等の保護者 1人
- (3) 社会教育委員 1人
- (4) 有識者 1人
- (5) 公募による者 3人以内
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、嘱又は任命の日から計画策定の日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。